

# 平成25年度岐阜県都市計画審議会

(第191回～第193回)

議案番号	議案名	概要
------	-----	----

## 第191回 平成25年6月26日

1	可児都市計画区域のうち可児市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	可児都市計画用途地域の拡大（可児市決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更  区域面積 約6,389.2ha→約6,363.6ha（約25.6ha減）
2	環境影響評価専門部会運営要綱の一部改正について	環境影響評価専門部会運営要綱の第9条第2項を削除する。  (議事録の作成) (議事録の作成) 第9条第2項 → 削除

## 第192回 平成25年12月20日（書面開催）

1	岐阜県都市計画審議会会長の選任について	岐阜県都市計画審議会条例第4条第1項の規定に基づき会長を選任する選挙を実施し、海道委員を会長に選任。
---	---------------------	--

## 第193回 平成26年3月18日

1	瑞浪都市計画道路の変更について（岐阜県決定）	<p>■ 3・4・1 国道19号線</p> <p>○名称の変更 山野内鶴城線 → 国道19号線</p> <p>○位置の変更 終点の変更 瑞浪市土岐町字町田 → 瑞浪市釜戸町字大羽根</p> <p>○区域の変更 延長の変更 L=約7,870m → 約14,860m 幅員 W=21.5m → 16.5m</p> <p>○構造形式の変更 嵩上式 L=約580m → 約2,120m 堀割式 L=約0m → 約420m 地表式 L=約7,290m → 約12,320m</p> <p>○車線数の決定 4車線</p> <p>○地表式の区間における鉄道等との交差の構造 JR中央本線と明世町戸狩地内及び土岐町鶴城地内で立体交差→土岐町鶴城地内の立体交差は、嵩上式区間に含まれるため削除</p>
---	------------------------	---

2	恵那都市計画道路の変更について（岐阜県決定）	<p>■ 3・3・1 一般国道19号線</p> <p>○位置の変更        起点の変更 恵那市武並町竹折字早曾洞                          → 恵那市武並町竹折字 梅ノ木</p> <p>○区域の変更        延長の変更 L=約 6,890m → 約 11,310m        線形の変更 L=約 1,480m</p> <p>○構造形式の変更        嵩上式 L=0m → 約 450m        地表式 L=約 6,890m → 約 10,860m</p>
3	一般国道19号瑞浪恵那道路に係る環境影響評価書について	<p>■一般国道19号瑞浪恵那道路</p> <p>環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される、同法第25条第3項及び同法第41条第5項の規定により、環境影響評価書を付議する。</p>
4	土岐都市計画道路の変更について（岐阜県決定）	<p>■ 3・4・1 土岐市停車場線</p> <p>○位置の変更        起点の変更 土岐市泉町久尻字金屋前                          → 土岐市泉町久尻字金屋前                          【同一字内の変更】</p> <p>終点の変更 土岐市土岐津町土岐口字茶屋                          → 土岐市土岐津町土岐口字茶屋                          【同一字内の変更】</p> <p>○区域の変更 延長の変更 L=約 620m→約 550m        ○駅前広場の区域変更 A=約 4,085㎡→約 5,000㎡</p> <p>■ 3・5・6 久尻河合線</p> <p>○位置の変更        起点の変更 土岐市泉町久尻字金屋前                          → 土岐市泉町久尻字金屋前                          【隅切り形状変更のみ】</p> <p>■ 3・5・7 高山下肥田線</p> <p>○名称の変更 土岐口下肥田線 → 高山下肥田線</p> <p>○位置の変更        起点の変更 土岐市土岐口北町一丁目                          → 土岐市土岐津町高山字町</p> <p>○区域の変更        延長の変更 L=約 4,420m → 約 2,680m</p> <p>○車線の数の決定 2車線</p>
5	揖斐都市計画区域のうち揖斐川町における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について（特定行政庁：岐阜県知事）	<p>揖斐都市計画用途地域の指定（揖斐川町決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更</p> <p>区域面積 約 3,134.0ha→約 2,904.3ha</p>

		<p>(約 229.7ha 減)</p> <p>&lt;内訳&gt;</p> <p>IV区域 約 736.6ha→約 736.6ha (区域形状の変更)</p> <p>VII区域 約 2,397.4ha→約 2,167.7ha (用途地域の指定に伴い約 229.7ha 減)</p>
6	<p>建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他の処理施設の敷地の位置について (特定行政庁：岐阜県知事)</p>	<p>平成 22 年に建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく建築許可済みである廃プラスチックの破碎施設 (処理能力 14.4t/日) の敷地形状の変更</p> <p>敷地面積 6,452.15 m<sup>2</sup>→ 6,540.67 m<sup>2</sup></p>